

学生の未来のための 5つのサポート

教育学部後援会では、保護者の皆さまのご支援のもと、学生の教育・研究活動や課外活動、進路指導に関するさまざまな援助を行っています。

保護者の皆さまへ 教育学部後援会から保護者の皆さまに、活動内容を知っていただくためのチラシをお届けします。後援会では、教育学部生の教育研究活動や就職活動が一層充実したものとなるよう後援会費で5つのサポートを行っています。学生の皆さんが「存分に学問に打ち込めた」「進路を決めることができた」と大学生活に満足されるよう今後とも取り組んでまいります。保護者の皆さまには、後援会活動にご理解を賜りぜひともご加入くださいますようお願いいたします。



教育学部後援会 会長 瓜生 八百実

1 キャリア教育 段階に応じたきめ細やかな キャリアサポートを実施



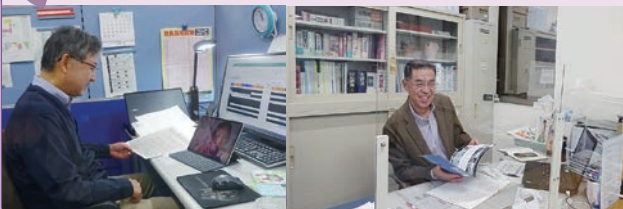
1年生の時から将来を見据えた有意義な大学生活を送れるよう、早い段階から指導を開始。卒業後のビジョンを描くキャリアガイダンスに始まり就職活動本番のサポートに至るまで、4年間を通して幅広い支援を行います。

プログラム単位でのOBによる就職・大学院進学指導講話

採用試験合格者による体験発表会

都府県別教職説明会（尚志会・東雲同窓会共催）

2 就職活動支援 専任の教員が常駐し就職活動 について気軽に相談できる



学部独自に配置した教職担当教員と一般企業・公務員担当教員の2名が就職情報資料室に常駐し、就職活動をサポートします。

[相談・指導]

個別相談

自己アピール文の添削指導

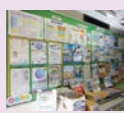
面接指導

[情報提供]

就職関連図書・月刊誌

各種案内

- ・学内就職ガイダンス
- ・試験対策講座
- ・学外イベント／情報サイト



担当教員からのメッセージ

就職に関する情報が必要な時は資料室へ！

卒業後の進路に関わる就職活動には、しっかりした情報収集と十分な事前準備が必要です。全学をサポートするキャリアセンターに加え、教育学部には、他学部にはない「就職情報資料室」があります。私の担当は、主に一般企業と公務員志望の学生で、教員志望の学生を担当している教職担当教員と2人で就職指導にあたっています。学生の皆さんが納得できる結果が得られるよう、一緒に考えサポートしていきます。

就職情報資料室 就職担当教員 藤原 雅和

3 教員採用試験対策 難関の教員採用試験も 経験に基づいてしっかり指導



卒業生の声 的確なアドバイスがもらえる面接指導

教育学部では、受験する県ごとにグループに分かれて教員採用試験の面接、模擬授業、集団討論の対策をします。教員採用試験や就職活動に精通している就職情報資料室の先生に助言をいただきながら、しっかり面接の練習をすることができたので、自信を持って試験を迎えることができました。

面接指導

各都道府県の情報収集

教員採用試験対策の実技補習

4 課外活動 教育学部祭や部活動・サークル活動の援助



教育学部祭 E-storm

毎年秋に行われる教育学部祭、通称「E-storm」は教育学部生たちが地域の方々や子どもたちと交流することを目的としています。地域や社会に開かれた教育学部を実現させるため、E-storm開催に対する経済的援助を行っています。

地域や社会に開かれた教育学部を実現させるため、E-storm開催に対する経済的援助を行っています。

部活動・サークル活動への支援

教育学部では、多くの学生が部活動及びサークルに加入しています。そうした学生たちのキャンパスライフを豊かなものにするために、後援会では課外活動への支援も積極的に行っており、海外遠征に赴く際の費用などを援助しています。

5 その他 その他のサポート



ベスタロッチー教育賞への援助

広島大学教育学部主催の「ベスタロッチー教育賞」は、優れた教育実践を行っている個人や団体に対して贈られる賞です。後援会では、経費の一部援助を行っています。

は、経費の一部援助を行っています。

留学生国際交流パーティー

広島大学では、海外から多くの留学生を受け入れています。そうした留学生と日本人学生の親睦を深めるため、留学生国際交流パーティーを開催しています。学生たちは日本にいながら異文化を体験することができ、グローバルな視点を持つきっかけになります。

広島大学教育学部後援会会則

総則

第1条 本会は、広島大学教育学部後援会と称する。

目的

第2条 本会は、広島大学教育学部・大学院教育学研究科・人間社会科学研究科(教師教育デザイン学プログラム・教育データサイエンスプログラム・教育学プログラム・日本語教育学プログラム・心理学プログラム・教職開発プログラム)・特別支援教育特別専攻科に在籍する学生の就職を促進するために必要な活動及び同学部・研究科・専攻科における円滑な教育研究活動に寄与することを目的とする。

事務局

第3条 本会の事務局は、広島大学教育学部内に置く。

事業

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 就職先の開拓及び就職指導のための事業
- (2) 教育関係、企業関係等の情報・資料提供のための事業
- (3) 教育研究活動及び課外活動等の円滑な運営のための事業
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

事業年度

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

会員

第6条 本会は、教育学部・大学院教育学研究科・人間社会科学研究科(教師教育デザイン学プログラム・教育データサイエンスプログラム・教育学プログラム・日本語教育学プログラム・心理学プログラム・教職開発プログラム)・特別支援教育特別専攻科に在籍する学生の保護者会員及び本会の趣旨に賛同する賛助会員をもって組織する。

会費

第7条 会員は、次により入会時に会費を納入する。

- (1) 学部学生の保護者会員 …………… 15,000円
- (2) 大学院学生の保護者会員 …………… 7,000円
- (3) 特別専攻科学生の保護者会員 …… 3,000円
- (4) 賛助会員 …………… 10,000円以上

役員

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 若干名
- (6) 相談役 若干名

役員を選任

第9条 会長及び監事は、会長、副会長、監事、顧問及び相談役の協議により候補者を選考の上、総会において選任する。

- 2 副会長、理事、顧問及び相談役は、会長が選任する。

役員の仕事

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 理事 会長の指示により、会務を処理する。
- (4) 監事 本会の会計を監査する。
- (5) 顧問 会長の諮問に応じ、意見を述べる。
- (6) 相談役 会長の要請に応じ、役員会において意見を述べる。

役員の任期

第11条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

役員解任

第12条 役員が次の各号の一に該当するときは、次条第2号に定める役員会構成員総数の3分の2以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

会議

第13条 本会は、次の会議を行う。

- (1) 通常総会
- (2) 会長、副会長、理事及び監事で構成する役員会
- (3) 臨時総会

通常総会

第14条 通常総会は、原則として年に1回、会長がこれを招集し、本会の事業運営及び会計に関する重要事項を審議する。

- 2 通常総会の議事は、出席者の2分の1以上の同意により決する。

役員会

第15条 役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員会構成員総数の3分の1以上の者から会議の目的を示して要求があったとき、会長がこれを招集し、前条に定める本会の運営及び会計に関する具体的な事項を審議する。

- 2 役員会は、役員会構成員総数の2分の1以上出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、あらかじめ書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 3 役員会の議事は、出席者の2分の1以上の同意により決する。

臨時総会

第16条 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は会員総数の5分の1以上の要請があったときに、会長がこれを招集する。

- 2 臨時総会の議事は、出席者の2分の1以上の同意により決する。

会計

第17条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

会計年度

第18条 本会の会計年度は、第5条に定める事業年度の期間と同一とする。

雑則

第19条 この会則の改正については、役員会の議を経て、総会において出席者の2分の1以上の同意を要する。

- 2 特別の事情によりこの会則によることができない場合又はこの会則によりことが著しく不適當であると会長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

個人情報の取扱い

第20条 本会は、個人情報の保護に関する法律等に基づき、その保有する個人情報適正に取り扱うものとする。

< 附則 >

この会則は、平成12年2月19日から施行する。

< 附則 > (平成19年9月8日一部改正)

この会則は、平成19年4月1日から適用する。

< 附則 > (平成22年9月25日一部改正)

この会則は、平成22年4月1日から適用する。

< 附則 > (令和2年11月1日一部改正)

この会則は、令和2年4月1日から適用する。

< 附則 > (令和7年9月20日一部改正)

この会則は、令和7年4月1日から適用する。